

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：甲賀市棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項 (棚田等の名称及び範囲)

今郷棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・令和 11 年度まで、今郷棚田における耕作放棄率を 0 %の現状を維持する。

○担い手の確保

- ・令和 11 年度まで、棚田保全に取り組む人数年 10 人以上を維持する。

○生産性・付加価値の向上

- ・令和 11 年度まで、今郷棚田の農地集積率を地域計画に位置付けられた中心経営体に農地を集積し、85%から 90%に増加させる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○自然環境の保全・活用

- ・令和 11 年度まで今郷棚田で実施している環境保全型の農業を実践する。
- ・令和 11 年度まで、今郷棚田を題材とした自然観察講座を年 1 回開催し、年間 10 名の参加者を確保する。

○集落機能の強化

- ・令和 11 年度まで今郷棚田にてフィールドワークを年 1 回開催し、集落および集落の農業についての意見交換を通じて、集落の活性化につなげる。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・令和 11 年度まで企業の CSR 活動の一環として、棚田保全活動を年 2 回実施する。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・農事組合法人いまごう営農および認定農業者を中心に、今郷棚田の耕作放棄地の発生を防ぐ。
- ・棚田での耕作を継続するため、用水路の点検・清掃・整備、用水源である 3 箇所のため池の草刈りなどの管理を重点的に行う。

○生産性・付加価値の向上

- ・中山間地域等直接支払交付金等を活用しながら、地域計画に位置付けられた担い手である農事組合法人いまごう営農および認定農業者への農地集積を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○自然環境の保全・活用

- ・今郷棚田で環境保全型の農業の実施を継続し、自然環境の保全を図る。
- ・地元小学生を対象に、今郷棚田を題材とし、甲賀市の花であるササユリや絶滅が危惧される希少生物の鑑賞会を実施する。

○集落機能の強化

- ・集落内の農業者を中心に、今郷棚田でフィールドワークを年 1 回実施し、今郷集落における集落や集落の農業に対する課題に対して意見交換し、今後の集落の活性化につなげる。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・企業の CSR 活動として、集落農業者と連携し、草刈作業を年 2 回実施する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に指定棚田地域に指定された地域住民及び農業者により実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

甲賀市棚田地域振興協議会は、甲賀市、滋賀県、甲賀農業協同組合、農業者団体、甲蒲地方土地改良区、農業者で構成する。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

その他必要な事項が生じた場合には、会長が別途定めるものとする。